

市民税県民税申告会場警備業務委託仕様書

この仕様書は、業務の大要を示すものであって、警備業務実施上付帯的に実施しなければならないものについては、この仕様書に記載していないものであっても、那覇市（以下「甲」という。）の指示に従い、受託者（以下「乙」という。）は速やかに契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 警備の対象場所

那覇市久茂地2丁目2番2号 タイムスビル

- 1) 1階エントランスホールの一部
- 2) ビル周辺道路部分

2. 警備の期間

令和9年2月16日（火）から令和9年3月15日（月）の
公休日を除く月～金曜日

3. 警備目的

上記の警備は、会場における申告者の安全確保と周辺道路の車両の混雑解消を図り、申告業務の円滑な運営に資することを目的とする。

4. 警備の委託に関する基本事項

- (1) 警備検定資格保有者（**雑踏警備の2級検定以上の保有者**）を統括する責任者として配置すること。
- (2) 警備業務に要する機械器具及び消耗品等は原則として乙の負担とする。
- (3) 細心の注意をもって警備を実施し、第三者、建物、付属備品及び物品等に故意若しくは重大な過失によって損害を与えた場合は乙の負担とする。
- (4) 警備中に生じた警備員の事故については、すべて乙の責任とする。
- (5) 警備中は、警備業務に相応しい服装又は記（腕）章を着用し、乙の従業員であることを明確にするものとする。
- (6) 市民に対する行動は、親切・丁寧を心がけ、市民の信頼を失わないよう注意をはらうこと。
- (7) 警備の業務実施にあたり、知り得ることのできる事項を一切漏らさないこと、また契約の終了後においても同様とする。
- (8) 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わないこと。
- (9) 警備の業務を遂行するにあたって、警備業法、労働基準法、その他関係法令

を遵守すること。

- (10) けが人や病人等が発生した場合は、速やかに市民税課の担当に状況を報告し、指示により救護活動を行うこと。

5. 警備の実施要領等

- (1) 勤務時間：午前 7 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間
- (2) 休憩時間：労働時間が 6 時間を超える場合は、1 時間
- (3) 警備人数：常時 4 人（1 階エントランスホール周辺及びビル周辺道路部分）
ただし、午前 7 時 30 分から午前 8 時までの間は 3 名とする。
また、休憩を取る際は代務対応により常時 4 人を充足するものとする。
- (4) 業務内容：① 1 階エントランスホール及び入口における、申告者の整列及び誘導
② ガイドポール、三角コーン及びコーンバーの設置及び撤去
③ 周辺道路における迷惑駐車車両の排除
④ 事故等（申告者の転倒などを含む）の対応
- (5) 報告等：① 警備員名簿
乙は、事前に担当する警備員の名簿（変更がある場合はその都度）を甲に提出するものとする。
- ② 事故報告書
乙は、上記(4)の④の措置状況について別紙 1「事故報告書」を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- ③ 申告会場警備就業報告書
乙は、期間終了後に別紙 2「申告会場警備就業報告書」を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- (6) その他：この仕様書によるもののほか、細目については両者協議のうえ別に定めるものとする。

申告会場警備就業報告書

令和 年 月 日

那覇市企画財務部長 様

(乙) 印

就業日付	就業警備員氏名					
2/16(火)						
2/17(水)						
2/18(木)						
2/19(金)						
2/22(月)						
2/24(水)						
2/25(木)						
2/26(金)						
3/1(月)						
3/2(火)						
3/3(水)						
3/4(木)						
3/5(金)						
3/8(月)						
3/9(火)						
3/10(水)						
3/11(木)						
3/12(金)						
3/15(月)						